

## 令和3年5月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年5月25日（火）午後1時30分～午後2時15分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 9名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員  
4番 小松 弘之委員 5番 谷村 眞一委員 6番 西岡 豊委員  
8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員  
10番 山崎 修委員

4. 欠席委員 7番 川崎 一男委員
5. 事務局 局長 西村 城人 次長 富士原 夏樹

6. 議案  
第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第5条許可申請について  
第3号議案 非農地証明願について  
第4号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の公表について

その他の件

(開会時刻午後1時30分)

(会長あいさつ)

議長 ただいまから5月定例総会を開会致します。  
それでは、事務局より諸般の報告を願います。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中9名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

川崎委員よりご欠席の連絡をいただいております。推進委員の出席者数は、10名中9名のご出席で、竹崎擴委員より欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 非農地証明願について

第4号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動  
計画の公表について

の順となっております。

(4月総会以降の農業委員会の活動報告等)

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは8番 阿野田委員、 9番 尾崎委員にお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案番号1農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事務局

第1号議案番号1農地法第3条許可申請について説明いたします。  
申請地は元字 乙 番、登記地目・現況地目は畑です。  
申請面積は472㎡で農用地区域外となっております。本申請は、  
さんから、 さんへの  
贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、  
許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、  
調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3番  
藤岡

第1号議案農地法第3条許可申請の番号1について報告します。  
申請の詳細については、先程の事務局の説明のとおりでありまして、私からの補足はございません。従いまして自分の方からは、  
現地の確認と現状のみについて報告しますのでよろしくお願  
い  
します。

まず、場所ですが、国道から元橋を通過して崎山台地、吉良川に至る農免道路がありますが、その分岐まで行きまして、それから約200m程、その農道を通って行けば、枝道が分かれておりまして、その枝道を海側に約400mくらい下がったところ、そこがこの表示されてます という場所がございます。その場所の一角に申請地が位置しております。

現況は小さな草はいくらか生えておりますけれど、木とかその他の物はなく、すぐ農地として使える・利用できる状況でございます。

す。この件につきまして、立ち合いをした者は、5月19日久保  
壯一推進委員、事務局富士原さん、申請者の                   さんと藤岡  
の4名で確認をしております。以上よろしく願いいたします。

議       長                   ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんより、現地  
調査の報告がございました。この点につきまして、何かご意見・  
ご質問のある方、お願いいたします。

(な し)

議       長                   ないようでございますのでお諮りします。第1号議案番号1につ  
いて、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議       長                   ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって番号1について農地の所有権移転について許可することに、  
決定致します。

議       長                   それでは、続きまして、第2号議案番号1農地法第5条許可申請  
の件について議題といたします。この件につきましては、谷村職務  
代理に係る事案となっておりますので、農業委員会等に関する  
法律第31条の規定による農業委員の議事参与の制限により、当該  
事案の審議開始から終了まで退席していただきます。  
谷村職務代理、退席をお願いします。  
説明の間、休憩します。

(谷村職務代理退席)

事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事務局

第2号議案番号1農地法第5条許可申請について説明いたします。申請地は室戸岬町字 番 で、登記地目 田、現況 休耕田、面積が 231 m<sup>2</sup>で農用地区域ではありません。昨年7月総会でこちらの農地について農用地区域からの除外申請の承認を行い、今年の5月6日に県の除外の同意により、市より5月11日付で、除外の公告を行い、除外が完了しております。

本申請は、

から さんへの自己住宅建築のための  
売買による所有権の移転についての転用の申請です。

以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、別紙調査書に沿って説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

中島  
推進委員

第2号議案について報告いたします。5月17日午後1時20分から阿野田委員、事務局次長、小倉行政書士と私の4人で現地確認をいたしました。仔細内容については事務局より説明がありましたので省略します。申請地について、議案書5ページをご覧ください。国

道より旧国道へ入りまして、椎名橋がありますが、椎名橋から市道沿いに 150m行くと があります、そこから約 300m位置したところに申請地があります。申請地は休耕田となっており、草が生い茂っております。隣地承諾も先程報告がありましたとおり、承諾書をもらっております。申請地の横が畑で耕作をしておりますが、譲渡人の土地ですので、承諾は要りません、その他の周囲はそれぞれ宅地で、所有者が記載されておりますとおり宅地化されており、問題がないようですのでよろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんから現地調査等の報告がございました。ただいまの報告について、何かご意見・ご質問のある方は、お願いします。

(なし)

議長 ないようでございますのでお諮りします。第2号議案番号1についてただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって第2号議案番号1を許可相当として、県へ進達することに、決定致します。

(谷村代理復席)

議長 続きますして第3号議案番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。説明の間、休憩します。

事務局 第3号議案番号1非農地証明願について説明いたします。申請地は、元字 乙 番、同乙 番で登記地目は畑、現況地目は山林となっています。面積がそれぞれ449㎡と922㎡の計1,371㎡で、農用地区域外です。 さんの所有地です。申請理由ですが、昭和47年3月に相続する前から50年以上耕作しておらず、現在は竹木が生い茂っており、農地への復旧が困難となっているとのことです。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3番 藤岡 第3号議案非農地証明願番号1の2筆について報告します。申請の詳細は、先程事務局からの説明のとおりでございます。私からの補足はございません。従いまして、現地の報告のみいたします。まず、場所ですが、先程第1号議案で報告しましたように元橋から崎山台地を上って、そして農免道路を通過して、それからしばらく下へ降りた場所、つまり1号議案と隣接した土地でございます。その隣接した図面は、議案書9ページを見ていただいたら、よくわかると思います。9ページの 番が第1号議案で許可いただいた土地です。そして今回の2筆については、 と のこの2筆が隣接しているということです。概要につきましては申請理由に書いてありますように、一見して農地への復旧は不可能と見受けられます。なお、このことについて立会した者は、代理人の さん、久保壯一推進委員、事務局富士原さんと私の以上4名で確認に及んでおります。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんより現地調査等の報告がございました。この件につきまして何かご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(なし)

議長 ないようでございますのでお諮りします。第3号議案番号1について非農地として承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって第3号議案については、非農地として証明することに決定致します。

議長 続きまして第4号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の公表について議題といたします。事務局より説明いたします。説明の間、休憩いたします。

事務局 3月の総会でご承認いただいた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、3月30日（火）～4月28日（水）まで市のホームページに掲載し、農業者さんからのご意見を募集しましたが、意見は特にございませんでしたので、原案どおり資料1-1及び1-2を決定事項として改めて、市のホームページに公表させていただきたいと考えており、委員のみなさまのご承認をいただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。



議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より説明がございました。ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって公表について、承認することに決定致します。

議 長 それでは、続きまして、事務局より、その他の件について、説明をいたします。

事務局 その他の件について3点ほどご報告事項がありますので、お忙しいところ恐縮ですがよろしく申し上げます。まず、1点目は、令和2年度の慶弔費の決算報告をさせていただきます。本日資料をお配りしています資料の2をご覧ください。

(資料2の説明)

議 長

ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かござい  
せんか。

(な し)

事 務 局

続きまして資料の3 農業に使用する軽油引取税の免税について  
説明させていただきます。

諸般の報告の時に少し触れさせていただきましたが、先月の下旬に  
海老川委員さんの耕作証明を交付させていただきましたが、その目  
的について、農業に使用する軽油引取税(1リットル当たり32.1円)  
かかっているのですが、農業者の方が使用する耕うん整地用機械  
(耕うん機)、栽培管理用機械、収穫調整用機械等の動力源に使用  
する軽油について、要件を満たせば免税することができるものと  
ことです。

私も初めてで、海老川委員さんに教えていただき、手続きは安芸の  
県税事務所で行われるということです。

手続きの流れは、資料の1ページの真ん中に記載されております。  
また、申請に必要な書類については、2ページ目に記載されていま  
す、農業用の機械の証明書や機械の写真、農業委員会が発行する耕  
作証明書や、耕作計画書も必要となります。3ページ目が機械の証  
明の記入例で、4ページ目が耕作計画書の記入例です。

7ページ目からは、申請書や軽油を使用した後には、報告書の提出  
義務がありますので、その関係の記入例を、載せさせていただいて  
おります。

以上で事務局より申請関係書類についてさわりだけですが、ご説明  
させていただきました。それでは、実際にご申請をされました海老  
川委員さんより、ご報告をお願いいたします。

海老川  
推進委員

(説明)

事務局

海老川委員さん、ご説明をありがとうございました。

事務局

最後に資料4をお願いします。昨年度から加入頂いております、委員さんの上乗せの公務災害保険の更新について、お知らせいたします。

(資料4の説明)

事務局より説明は、以上です。

議長

他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を谷村代理にお願いいたします。

(谷村職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後2時15分)